

「北九州市面会交流支援事業」の概要

1 事業の目的・趣旨

面会交流とは、離婚や別居により親と離れて暮らす子どもが、定期的に親と会って話をしたり、一緒に遊んだりして交流することをいう。

面会交流は、子が別居している親の愛情を知るとともに、養育費の支払いにつながることから、子の健やかな育ちを確保する上で有意義である一方、離婚に伴う父母間の不信感等の理由により、父母のみで面会交流を行うことが困難な場合がある。

このため、市が第三者（支援者）として、中立的な立場から、面会時の付添いや連絡調整等の支援を行うことにより、面会交流の円滑な実施を図る。

2 事業概要

(1) 支援対象者

- ①対象となる子が概ね15歳未満（中学生まで）
- ②子どもと同居している親、または別居している親のいずれか一方が、児童扶養手当の支給を受けているか、それと同等の所得水準であること。
- ③子どもと同居している親が市内に居住していること
- ④過去、本市の面会交流支援事業を利用したことがないこと
- ⑤面会交流について父母間の合意があること（裁判所の調定調書等が必要）

(2) 委託先

- ・問い合わせ・申し込み等
一般財団法人北九州市母子寡婦福祉会（北九州市立母子・父子福祉センター指定管理者）
- ・事前相談・面会交流支援
NPO法人北九州おやこふれあい支援センター

(3) 事業の流れ

※別添パンフレット参照

(4) 利用料

原則無料（書類準備費用、交通費、施設利用料等の実費については利用者負担）

(5) 支援頻度・期間

原則月1回。支援期間は最初の面会交流から最長1年間。

(6) 事業開始

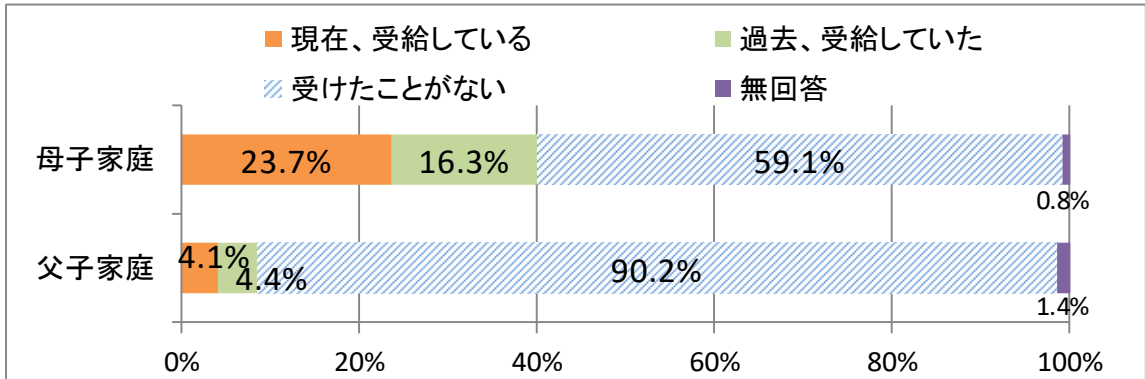
平成28年10月3日

(7) 実績（令和元年9月末時点）

	相談	支援状況			
		新規	継続	終了	翌年度へ継続
平成28年度(10月～)	16件	2件	0件	0件	2件
平成29年度	17件	3件	2件	2件	3件
平成30年度	28件	4件	2件	3件	3件
令和元年度	12件	3件	3件	1件	—
計	73件	<u>12件</u>			

H28年度「北九州市ひとり親家庭等実態調査」抜粋 ＜養育費・面会交流 関連＞

Q1) 別れた配偶者から養育費を受給しているか？

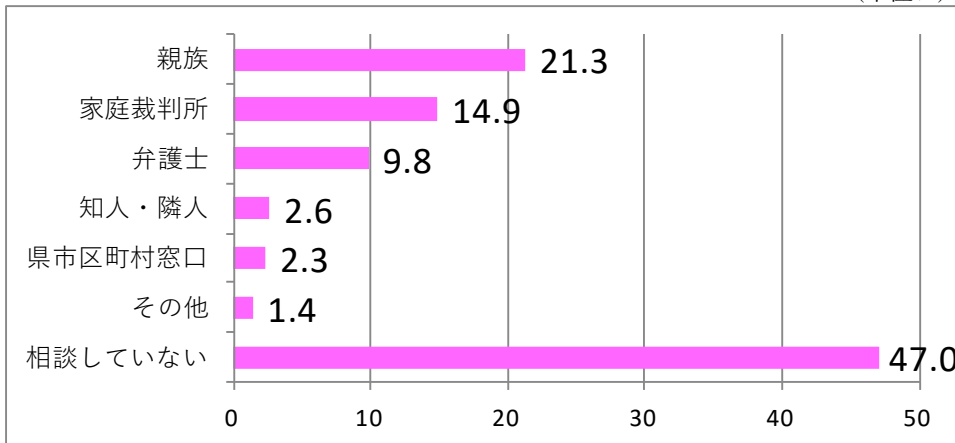


Q2) 養育費の月額はいくらですか？

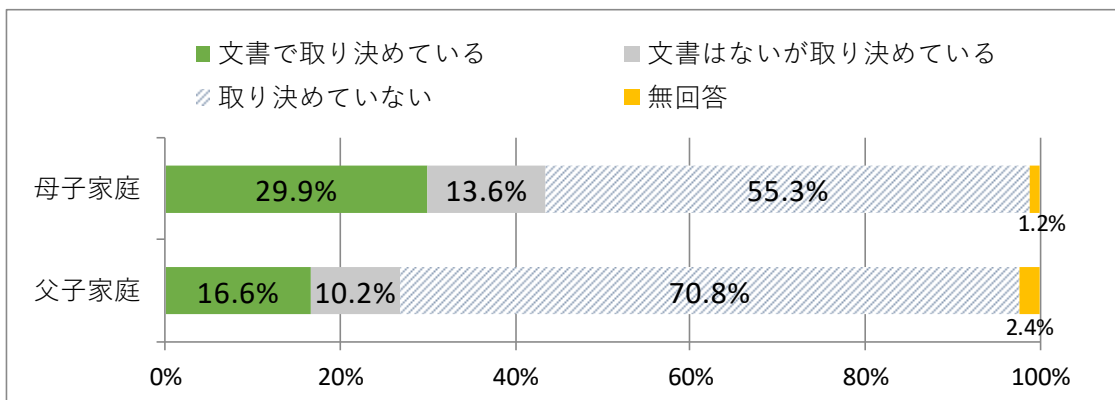
	H28年度調査	H23年度調査	増減
母子家庭	42,755円	41,652円	+1,103円
父子家庭	25,091円	18,325円	+6,766円

Q3) 離婚の際、養育費のことを誰かに相談したか？ (母子家庭)

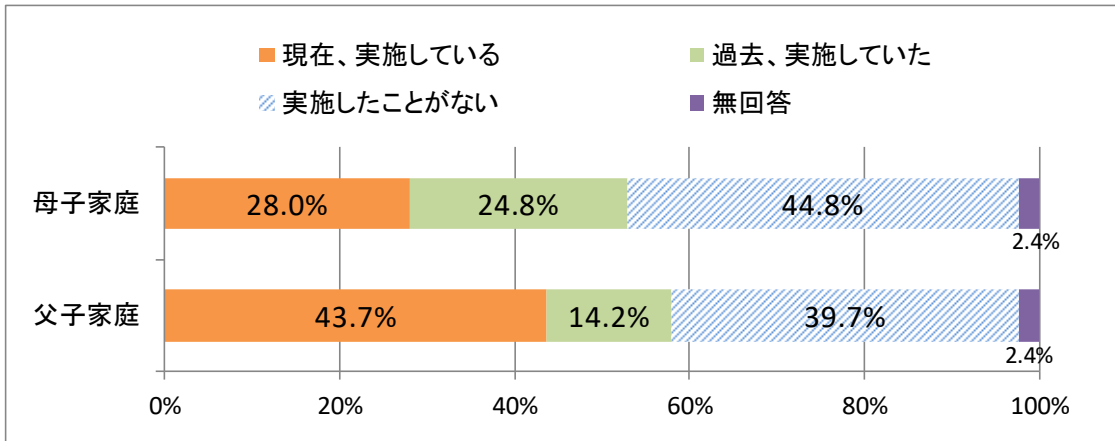
(単位%)



Q4) 離婚の際、養育費の受給について取り決めをしたか？



Q5) 面会交流を実施しているか？



※面会交流と養育費の関係 (母子家庭)

